

「認知症かな?」と思ったら



早めの受診・相談を

認知症は、「もの忘れ」や「判断力の低下」を伴う脳の病気です。周囲の家族はもちろんですが、本人も自分の変化に戸惑い、混乱します。

認知症は、原因によっては治る場合もありますし、薬により進行を遅らせることができる場合もあります。また根本的な治療が難しい場合でも、正しい診断を受けることで病気に対する心構えをもつことができます。

「あれ、何かおかしい?」と思ったら、早めに専門医に相談しましょう。

家族がつくった認知症 早期発見のめやす

- ・ 同じ事を何度も言う・問う・する
- ・ しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- ・ 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- ・ 約束の日時や場所を間違えるようになった
- ・ ささいなことで怒りっぽくなった
- ・ 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった

「社団法人 認知症の人と家族の会」作成

地域包括支援センター

ーでは、介護や介護サービスに関する相談を行っています。お気軽にご相談ください。

◆問い合わせ先

日野町地域包括支援センター

☎60001

有線⑤1148

国保の届け出は14日以内に行いましょう



国民健康保険（国保）への加入・脱退の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めたり、いったん医療費を全額負担したりするなど、トラブルの原因となります。どんなときに届け出をしなければならぬかご確認ください。14日以内に忘れずに届け出をしましょう。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保の被保険者になるとき	他の市町村から転入してきたとき	印鑑・転出証明書
	職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	印鑑・退職したことがわかる証明書など
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑・被扶養者からはずれたことがわかる証明書など
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳・被保険者証・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
国保の被保険者でなくなる時	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被保険者になったとき	国保と職場の健康保険の被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書・被保険者証・印鑑
死亡したとき	死亡を証明するもの・被保険者証・印鑑	
その他	外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書・被保険者証
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証・印鑑
	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	被保険者証・在学証明書・印鑑
	被保険者証をなくしてしまったとき	身分を証明するもの（免許証など）・印鑑

70～74歳の方の窓口負担の見直しについて

70～74歳の方が医療機関で治療を受けたときにお支払いいただく窓口負担について、以下のとおりになりましたので、その内容をお知らせします。

○平成21年4月から平成22年3月までの医療費の窓口負担が1割に据え置かれます。

なお、該当の方には3月中に負担割合が1割の高齢受給者証（肌色のカード）を送付させていただきます。 ※ 3割負担の方は除きます。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎6571 有線⑤7784